

第1回

地域総合防災力の充実方策に関する小委員会

日時：平成19年9月28日（金）

15：02～17：08

場所：法曹会館 3階「富士の間」

午後3時02分 開会

1. 開 会

○大塚課長補佐 それでは、定刻を過ぎておりますので、始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第1回地域総合防災力の充実方策に関する小委員会を開催いたします。

しばらくの間、進行役を務めさせていただきます、消防庁総務課の課長補佐の大塚でございます。よろしくお願いいたします。

2. 長官の挨拶

○大塚課長補佐 まず、開会に当たりまして、消防庁長官の荒木よりごあいさつ申し上げます。

○荒木長官 ただいま御紹介いただきました消防庁長官の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、地域総合防災力の充実方策に関する小委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変御多忙の中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

消防審議会の委員の皆様におかれましては、親審議会に加えまして本小委員会の委員もお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、専門委員の皆様につきましては、このたび新たに、あるいは昨年度に設置しておりました消防団の機能向上のための小委員会に続きまして再度専門委員に御就任いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この小委員会でございますが、去る7月に開催いたしました、今年度の第1回消防審議会の席におきまして、このたび小委員長をお引き受けいただきました秋本委員から、今後10年先、20年先を見据えた地域防災の将来像について、じっくり腰を据えて議論をすべきではないかという御提案がございまして、審議会の席上、委員の皆様の御賛同がございまして、設置する運びになった次第でございます。

確かに、今日のように、大きな地震等も頻発しておりますが、非常に災害が多様化、複

雑化してきております。これに対しましては、常備消防だけでは対応し切れるものではないかと存じます。やはり地域の消防団や自主防災組織等がしっかりと対応する、その地域防災の力が必要になってきているということは言うまでもないと思っております。

しかし、一方で、消防団員の数でございますが、年々減少しております。一番多いころには200万人おりましたものが、今年度は90万人を切るような状況になっております。減少を続けております。また、少子高齢化の進展、あるいは地域のコミュニティのあり方と社会情勢も大きく変化している中にありまして、地域の防災力の低下ということが懸念される状況でございます。また、今年度は自治体消防が発足しましてちょうど60年目に当たります。還暦を迎えるわけで、記念すべき年でございます。こうした節目の年を契機に、いま一度地域の安全をどう守っていくか、こういった基本に立ち返りまして、現状の施策を点検いたしまして、今後の効果的な消防防災体制を構築することが必要であると、改めて私ども消防庁としても感じているところでございます。

このたび、秋本委員の時宜を得た御提案によりまして、この小委員会が開催される運びになりました。委員の皆様方から御意見をいただく機会が得られたことを大変私どもとしましてもありがたく思っております。今後1年間にわたりまして皆様方のお力添えをいただくこととなりますが、私どもとしましては、委員の皆様方の御意見を今後の消防行政に反映させてまいりたいと考えておりますので、何とぞ忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

簡単でございますが、開会に当たりましての私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3. 小委員長の挨拶

○大塚課長補佐 続きまして、本小委員長をお引き受けいただきました日本消防協会理事長の秋本敏文様よりごあいさつをちょうだいしたいと存じます。秋本様、よろしく願いいたします。

○秋本小委員長 今御紹介いただきました、この小委員会の委員長を務めさせていただくことになりました日本消防協会理事長の秋本でございます。委員の皆様方には、大変御多忙の中を御出席いただきましたけれども、どうぞ御協力賜りますように、よろしく願い申し上げます。

この小委員会の設置の経緯などにつきまして荒木長官から今お話がございましたが、私がどうこう申し上げたというよりは、その背景になっている事情、長官からお話があったようなことが、この小委員会設置の理由になったということだと思います。自治体消防が60周年を迎え、人間でいえば還暦の年。この60年の間に、それぞれ消防力は充実してきたと思うのですが、今改めて考えてみると、それぞれが充実するというより、一歩進めていけば、どういうふうに連携していくか、そして地域という1つの切り口でいったときに、総合的な防災体制をよりよくしていくということからすると、もっと何か考えることがあるのではないかと、視野を広く、一種のグランドデザインのようなものを考えるつもりになって、そして、来年すぐということではできないかもしれないけれども、少し時間をかけてでもこういうことを考えていったらどうかといったようなことをまとめるような機会にこの小委員会をしたらどうだろうかというようなことで始まったものと思っております。したがって、常備消防、消防団というだけではなくて、例えば青少年の消防組織と申しますか、我が国では少年消防クラブとか、そういうものをいろいろやっておりますけれども、諸外国の例などを見ますと、もう少し考えた方がいいのかなといったようなところもあるのではないだろうかというように、やや視野を広く持ちながら、そして相互の関連をどうつけていくかということを含めて考えていきたいと思っております。

ということになりますと、大変大きなテーマで、そう簡単にまとめられるだろうかということが気になりますけれども、幸い、委員の方々、いろいろなお立場で活躍していただいている方々でございますので、十分忌憚のなく、御自由に意見をいただきたい。そして、そういうものの中からまとめていくというように、私、委員長の立場で努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚課長補佐 ありがとうございます。

4. 委員の紹介

○大塚課長補佐 次に、本日御出席いただいております審議会委員及び専門委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

まず初めに、審議会委員の皆様を御紹介させていただきます。

上田信雅委員でございます。

小川和久委員でございます。

小林輝幸委員でございます。

高梨成子委員でございます。

続きまして、専門委員の皆様を御紹介させていただきます。

青山彰久委員でございます。

金井泰子委員でございます。

齋藤仁委員でございます。

斎藤博委員でございます。

重川希志依委員でございます。

坪田秀治委員でございます。

山崎登委員でございます。

なお、本日、吉田八重子専門委員につきましては、所用により御欠席されております。

続きまして、本日出席しております幹事を紹介させていただきます。

まず、消防庁、大石次長でございます。

岡山国民保護・防災部長でございます。

寺村審議官でございます。

長谷川総務課長でございます。

高尾消防・救急課長でございます。

金谷防災課長でございます。

三宅消防大学校長でございます。

その他幹事でございます消防庁各課室長も、後列ではございますが出席しているところ
でございます。

配付資料確認

○大塚課長補佐 それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

机の上にお配りしております資料を上から順に申し上げます。まず、一番上から議事次第、小委員会名簿、配席図、小委員会運営要綱、右上に資料1と振っておりますが、「地域総合防災力の充実方策に関する小委員会の進め方等について（案）」という資料、資料

2と振っております「消防防災行政の概要」、資料3の「常備消防の現状と課題」、資料4の「消防団の現状と課題」。以上でございます。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては、秋本小委員長にお任せしたいと存じます。秋本小委員長、よろしくお願いいたします。

5. 議 事

本小委員会の進め方等について

○秋本小委員長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。お手元の資料にございます議事次第によりまして順次進めていきたいと思います。

まず初めに、「本小委員会の進め方等について」ですけれども、事務局の方から御説明をお願いします。

○大塚課長補佐 それでは、資料1につきまして事務局から御説明させていただきます。

まず、1の「設置趣旨」でございますが、この部分、朗読させていただきます。

災害が多様化・大規模化し、国民の安心・安全ニーズが高まる中、消防機関は消火活動のみならず、大規模地震や特殊災害など様々な危機に対応できる体制を整備することが求められている。

こうした中においては、常備消防の充実強化はもとより、地域防災の要である消防団や自主防災組織等のさらなる育成、活用を図り、併せて地域の防災を支える人づくりを進めることで、市民レベルの活動を含めた地域の総合的な防災基盤を確立させるとの視点が重要となる。

自治体消防が確立して60周年を迎える今年、地域の総合的な防災力強化の観点から、今後の中長期的な消防防災行政のあり方を検討するため、消防審議会に「地域総合防災力の充実方策に関する小委員会」を設置するものである。

こういった設置趣旨でございます。

次に、2の「検討事項」でございますが、後ろにつけております別紙の方をごらんください。検討事項（案）というものでございます。

大きく4つの柱で書かせていただいておりますが、まず1が「防災力の担い手の範囲」ということで、常備消防、消防団を初め、地域の消防防災を担う主体をそれぞれこちらで

は列記させていただいているところがございます。

2といたしまして「担い手間の分担協力・連携のあり方」ということで、1で掲げたようなおのおのの担い手につきまして、例えば地域的、業務的な役割分担、それから、時間経過——平時、災害発生直後、復旧・復興過程、それぞれございますが、それぞれに応じた活動の役割分担、さらに、それらの担い手が連携して取り組むべき活動、こういったところを書かせていただいております。

3で「防災力の充実強化を図るための基盤整備」ということでございまして、物的基盤、人的能力の向上、情報受信・発信能力の向上、情報共有と活用、法律制度・財政制度などの整備、こういった検討事項を掲げさせていただいております。

最後に、4が「地域防災を支える消防防災体制（組織・システム等）のあり方」ということで、1、2、3とそれぞれ検討事項があるのですが、それらを踏まえて、それらを支えていく消防防災の体制、組織・システムなどはどういうものが望ましいかといったようなことでございます。

なお、こちらはあくまで案ということで掲げさせていただいております、これで必要十分なのかというような論理的な整理ができていますものではございませんので、そういう前提でこれから御議論いただければと考えております。

また前の紙に戻っていただいて、3の「進め方」でございます。

まず、平成20年、来年の夏から秋を目途に検討結果を報告書として取りまとめ、消防審議会に報告することとしたいと考えております。ということで、この間、2カ月から3カ月ごとに計5回程度小委員会を開催したいと考えております。検討の途中経過につきましては、必要に応じて消防審議会、親審議会の方に報告するような形にしたいと考えております。

その下に、5回開催予定の議題案ということでございますが、まず第1回が、今の説明でございますが、進め方等、それから、この後の説明になりますが、消防防災行政の概要、常備消防・消防団の現状と課題。第2回が、自主防災組織・青少年消防組織等の現状と課題ということでございます。1回目と2回目は、どちらも現状と課題についての説明が中心になりますが、違いとしては、1回目は常備消防・消防団、いわゆる行政機関、公設の消防主体、この辺に焦点を当てていこうと。2回目については、市民レベルと申しますか、民間レベルと申しますか、行政機関以外の防災の担い手について焦点を当てていこうということでございます。3回目が、今後の消防防災体制のあり方についてということで、論

点の提示のようなことができればと考えております。4回目が、審議会への報告書の骨子について検討ということで考えております。最後、5回目が、審議会への報告書についての取りまとめを予定しております。

最後、4の「その他」でございますが、この小委員会は会議及び議事録を原則公開することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○秋本小委員長 今の説明につきまして、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

今の段階では特段の御発言がないようですが、それでは、一通り次の説明まで済んでいきまして、議論が始まったところで、進め方も含めての御発言をまた必要に応じていただくようにしたいと思います。

消防防災行政の概要について

○秋本小委員長 それでは、議題の2つ目ですけれども、「消防防災行政の概要について」につきまして長谷川総務課長からの御説明をお願いします。

○長谷川総務課長 それでは、私の方から資料2について御説明申し上げたいと思います。

今、進め方の方でもお話がございましたけれども、今回は、どちらかといいますと消防本部、消防団について御説明申し上げまして、次回には防災組織などについて御説明申し上げて、御議論いただくということでございます。その前提といたしまして、日本の消防防災行政の全体像について簡単に御説明申し上げるという趣旨でございます。

おめくりいただきまして1ページでございますが、日本の消防組織の概要ということでございます。

常備消防、いわゆる消防本部・消防署の組織でございますが、約16万人の職員を抱えて体制を整えているところでございます。それから、非常備の消防団でございますけれども、こちらは約90万人の団員を抱えて全国を守っているという状況でございます。

初めて消防のお話を聞かれる方もあろうかと思いますが、日本の消防は基本的に市町村消防ということになってございまして、こちらにあります消防本部・消防署はそれぞれ市町村もしくは市町村レベルの職員ということでございますし、非常備の消防団は市町村が設置しているという形になってございます。この2つは消防組織法に基づきまして、右の

方に書いてございますが、公設の消防機関として位置づけられているわけでございます。このほか地域の自主的な防災組織といたしまして、私どもで把握しているもので3,000万人余の方々がいろいろな活動をしていただいているのではないかという状況になってございます。これらは、右の方にございますけれども、町内会単位とか学校区単位とか、そういった単位で行政とも連携しながら活動しておられるという状況でございます。これらについて、詳しくはまた後ほどそれぞれの担当課長から御説明させていただくことになります。

おめくりいただきまして、「消防組織について(2)」ということで、市町村の消防組織でございますけれども、冒頭申し上げましたように、市町村長のもとに常備消防は消防本部、全国で807の本部がございます。消防署が1,700余、出張所が3,200余というような体系になってございます。

他方、消防団の方は、消防団が2,500余の団がございます、その中が2万3,000ほどの分団に分かれているという状況になってございます。

ちなみに、全国の市町村は今約1,800でございます。したがって、消防本部の方は、複数の市町村で1つの消防本部を持っているところが結構ございまして、本部の数は市町村の数より少ないという形でございます。

他方で消防団の方は、原則として1市町村に1団ということでございますけれども、過去の例えば市町村合併の経緯等の中で、1つの市の中が複数の団に分かれているところもございまして、そういった意味で市町村の数よりは多くなっているという状況でございます。

おめくりいただきまして3ページでございますが、私ども消防庁の組織でございます。冒頭ごあいさつ申し上げました長官以下、次長がおりまして、そのもとに国民保護・防災部長、審議官という幹部がございます。全体として国民保護・防災部という部の中に取りまとめられた課室と、そこに入っていない、長官、次長に直属している課室がございます。左側の総務課、消防・救急課、予防課等の部分は直属の部分でございまして、右側の防災課あるいは例えば国民保護室、応急対策室、こういったところは国民保護・防災部長の統括のもとにあるという形でございます。あと、左下の方に施設等機関としまして、全国の幹部職員を教育する消防大学校、それから、研究をする消防研究センターが設置されている状況でございます。

おめくりいただきまして4ページでございますが、ざっくりと消防防災の歴史を見てみ

たものでございます。

戦前は、御案内のとおり、消防は警察の一角に位置づけられておりましたが、先ほど長官のごあいさつにもございました消防組織法が制定されまして、これが23年の3月7日に施行されて、このときに、真ん中の「運用」というところがございますが、市町村消防の原則、自治体消防として新たに衣がえをしたという形になってございます。

私ども消防の分野では、組織を定めております消防組織法という法律と、具体的に例えば建物に対する規制ですとか保安ですとか、そういったことについて定めております消防法という法律とございます。消防法の方はちょっとおくれて23年の7月に制定されまして、この2つの組織法と作用法とで消防を体系立てているということでございます。

消防組織法は、今の話で、現場で実際に火事を消したりする、私どもが警防と呼んでいる分野のことについて具体的に定めたわけでございますが、消防法ができて、予防、あらかじめ火事が起こらないように防ぐための、例えば設備の規制ですとか、そういった規制が加わって、この2つの体系の中で消防を守っていくようになったということでございます。

36年の欄には、災対法が制定されたとございまして、こういった形で、防災というのも仕事として膨らんできたということがございます。

38年から39年の欄には、消防法の改正で救急が消防の仕事として正式に位置づけられたということがございました。

そういったことで、警防から予防、防災、救急というふうに消防防災の仕事が広がってきているわけでございますけれども、最近では平成16年に国民保護法が制定されまして、国民保護の仕事も消防庁の仕事であり、また現場の消防署、消防団の仕事になったという形になってございます。

そして、来年の3月7日には自治体消防制度60周年を迎える、こんな流れになってございます。

右の「運用」の欄をごらんいただきますと、市町村消防の原則ということで、基本的に市町村単位で消防は動くわけでございますし、何かあったときにはお隣同士応援をしましょう、こういうことだったのですけれども、右の「主な災害」の欄に、昭和39年に新潟地震というのがございまして、このときに新潟のタンクが燃えて、東京消防庁から応援に行ったということがあるのですけれども、それを受けまして、やはりそういった仕組みが要るということで、昭和40年には、応援要請があったときに消防庁長官からいろいろ要

請をするという仕組みができました。その後、平成7年に阪神・淡路大震災がございまして、応援を求める方の要請の方がなかなかうまくいかない場合があるということで、要請がない場合でも消防庁長官が地方に要請をするという仕組みが平成7年にできております。そして、平成15年には、さらに、阪神・淡路を受けてできた緊急消防援助隊を法制化するに伴いまして一定の仕組みがまたできたという形になってございます。

主な災害の方は、ここに書いてありますような形になっておりまして、昔に比べると大火は少なくなってきているけれども、複雑な火災が多くなってきている、こんなことが見てとれようかと思えます。

5ページをおめくりいただきまして、今申し上げました緊急消防援助隊につきまして簡単に御説明申し上げております。阪神・淡路大震災を受けて、全国消防機関相互の応援体制を確立するために設けられたものでございまして、さらに、平成15年に法律改正によって法律の中で位置づけられたということでございます。全国に消防隊はおよそ1万4,000ございしますが、来年度までにその3分の1程度を目途にした4,000部隊を登録していただきたいということで現在進めております。ことしの4月1日現在では780、ほとんどの消防本部から登録いただいております、3,751隊、4万4,000人体制という形になってございます。法制化以後の出動実績が右下に書いてございますけれども、ことしに入りましてからは既に⑦、⑧、⑨、⑩と4度出動の実績があるという状況でございます。

6ページをおめくりいただきまして、「変革期にある消防防災行政」ということで、私ども消防庁の方が最近はやがえをしつつあるということでございます。それは、単に制度の企画・立案、つまり政策を打ち立てるだけの省庁ではなくて、大規模災害時には地方の消防と連携してみずからも行動するという役所が変わってきたということでございます。1つは、緊急隊の出動指示権なりの一定のオペレーションの権限がさらに強化されたということ、もう1つには、国民保護法が施行されまして、消防庁が国と地方とのつなぎの役割を法律的に与えられたこと。したがって、例えばいろいろなオペレーションの訓練あるいは充実等もいたしますし、そのために、例えば右下にございますように、J-ALERTなどといいまして、消防庁から全国へ瞬時にいろいろな警報を伝えられるようなシステムの整備づくりとか、こういったこともやっている状況でございます。

おめくりいただきまして、7ページでございます。若干お恥ずかしい資料で恐縮でございますけれども、私ども消防庁がいかに少人数で頑張っているかということをごひこの機

会に御理解いただきたいということで、左の折れ線グラフの、右肩上がりにどんどんふえておりますのが警察庁の本庁でございます。警大とか研究所も入っておりますけれども。緑が海上保安庁の本庁部分ということでございます。赤が私ども消防庁ということで、非常に寂しい状況でございます。

右の方が、地方の現場の部隊と本庁との割合を比較してみたものでございまして、警察は25万人余の警察官が全国におられまして、本庁が2,000人余ですから、大体0.8%ぐらい。海上保安庁は、これは船なので特殊なのだろうと思っておりますけれども、全国に1万人余の海上保安官がおられまして、1,500人ほど東京なりの本部機能のところにおられて、かなり高い比率で本部が構成されております。消防の場合には市町村消防ですので、現場の管理等はそれぞれの本部でなされているということもございまして、15万7,000人の常備消防の職員に対して159人で頑張っているということでございまして、ぜひ御理解、御支援を賜りたいという気持ちで出させていただきます。

8ページは細かい資料ですので詳しくは申し上げますが、例えば、当面、平成20年度はこのような重点施策を打ち立てて仕事を進めているということでございます。大きな項目だけ申し上げますと、大規模地震・大規模災害に対する備えの強化、消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策等の積極的推進、消防防災科学技術の向上とICTの積極的な活用、地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化、消防防災分野における国際協力、こういった柱を立てて各般の施策を進めているという状況でございます。

おめくりいただきまして9ページでございますが、こちらは、今申し上げました幾つかの施策のうち、これから後の各課長の説明の中で出てこないようなあたりを少し拾ってみた資料をつけました。1つは、大地震が切迫しているということで、いろいろな大きな地震が想定されておられまして、被害も膨大なものが予想されているという状況を書いたものでございます。首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震ということで、首都直下型地震を除きますとそれぞれに特別法が制定されまして、所要の防災対策が進められている状況でございます。

おめくりいただきまして、がらりと話は変わりますが、住宅用火災警報器の推進。これも最近の大きな話題でございます。住宅の火災の死者が非常に多い、かつその中で例えば高齢者の方が多いということが問題になっております。住宅に、火事が起きたということを知らせる警報器をつけると、真ん中の方でございますけれども、過去、統計的に見ますと、結構死者を抑制できるということがわかっておられまして、さきおとしぐらいの消防

法改正で、住宅用の火災警報器をすべての住宅に義務づけるということが決められました。右上にございますが、新築住宅は既に現在義務化されております。既存住宅、もともとあった建物につきましては、平成23年までにそれぞれの市町村ごとに決めた日までに義務化をするという仕組みになってございまして、絵にございますけれども、基本的に寝室につけていただくという思想のもとに、2階建ての場合には階段にもつけていただくということで、1つの家で3個とか4個とかつけていただく、こんなことが今求められておりまして、国民の皆様には御理解を賜ることが肝要という状況でございます。

おめくりいただきまして11ページでございますけれども、危険物施設の安全対策ということでございます。危険物という言葉は一般の言葉とちょっと感じが違いまして、消防の世界では、危険物というのは法律用語で、いわば燃えやすいものという意味でございます。燃えやすいものを貯蔵したり取り扱っている施設のことを危険物施設と申しております。こういったところでの火災ですとか、燃えやすいものですから主として油なのですけれども、こういったものの漏えいとか、近年件数が大変ふえてきているということが問題になっております。こういった分野についても今後対策をとっていかねばならないということで、いろいろな検討を進めているということでございます。このすごく燃えている絵は、苫小牧のタンク火災のときの写真でございます。

12ページは救急の方でございますけれども、救急も、御案内のとおり、救急件数が非常にふえているということが問題になっておりまして、三角の折れ線グラフが救急件数の増大、丸の点線が救急隊の増強の状況でございますが、救急隊の増強の状況をはるかに上回って救急件数がふえているという状況で、10年間で6割ふえているということでございます。ちなみに、統計上は、18年度は若干この数が減少いたしましたけれども、これは例えばインフルエンザが少なかったとか、要因がございまして、抽出等で見てみますと、19年度はまた増加傾向に転じているという状況でございます。

取り急ぎ、簡単な御説明を申し上げました。ありがとうございました。

○秋本小委員長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきましての御質問とかございましたら、御発言をお願いいたします。

一通り説明を終わらせて、一括しての御発言ということにさせていただいた方がいいような感じもいたします。

常備消防の現状と課題

○秋本小委員長 それでは、続きまして、「常備消防の現状と課題」について御説明をお願いします。

○高尾消防・救急課長 消防・救急課長の高尾でございます。私の方から説明させていただきます。

1 ページでございますけれども、「常備消防の消防組織の現況」ということでございます。

右側に市町村の数の表がございますけれども、今、全国で1,805市町村ございまして、それぞれ消防の事務を担当しておりますけれども、その1,805のうち1,765の市町村が消防本部を持っているということ。黄色い部分でございます。

その消防本部の持ち方といいますか設置の手法がその下に内訳で書かれておまして、単独の市町村、〇〇市消防本部とか〇〇町消防本部、それぞれ単独で消防本部を持っている自治体が487ございます。

それから、組合構成とありますけれども、いわゆる共同で一部事務組合や広域連合という、複数の市町村が共同組織をつくりまして消防本部を1つ設けて消防の仕事をしている。それにかかわる市町村が1,148ございまして、それによって、左でございますけれども、320の共同組織、組合がつくられているということでございます。

それから、130の市町村につきましては、委託方式といまして、隣接する主に大きな都市等に自分の区域の消防の仕事を委託する、こういう方式による方法もございます。

それから、実はまだ常備化されていない、すなわち消防本部を持っていない町村が全国で40残ってございます。主に島嶼部とか山間部、人口規模の小さいところでございますけれども、そういうところでは地元の消防団でありますとか役場の職員、こういった方々が消火とか救急の事務に当たっているわけでございますけれども、まだ40が非常備町村ということになってございます。

結果といたしまして807の消防本部がございまして、単独市町村によるものが487、組合形式によるものが320という内訳になっているわけでございます。

807の消防本部の規模、管轄する人口規模で分類した円グラフがございますけれども、実は10万未満という、私どもとすれば小規模と言っておりますけれども、こういった本部がまだ全国で6割あるということでございます。以下、10万～20万で23%、20

万～30万で7%。大きな管轄区域の消防本部の数がやはり少なくなるという状況でございます。

なお、東京23区につきましては、法律上1つの団体として特例的な規定がございまして、その区域は東京都知事が管轄するということになっております。東京消防庁は23区を1つの区域として管轄する特別の消防本部でございますが、なお、区以外の東京都下の市町村の大部分がその23区の消防本部に事務の委託をするという形で、東京都につきましてはほぼ全域が東京消防庁の管轄になっておりまして、1つの消防本部で運営されているという実情がございまして。

2ページでございますけれども、これは歴年で見た消防本部の数と常備化率ということでございます。棒グラフが本部の数、赤い折れ線グラフが常備化率、消防本部が置かれている率でございます。戦後間もないころは常備化もまだまだ少なかったわけでございますけれども、昭和40年ごろまでは主に都市部につきまして消防本部が設置されていったという経緯がございまして。その後、昭和40年から50年の10年間で飛躍的に常備化率がふえておりますが、ここは主に町村部の常備化、先ほど申し上げました一部事務組合を設立する形も含めて消防本部が町村部まで設立されていって、本部の数もふえましたし、常備化率も飛躍的に伸びた、こういう時期がございました。その後徐々に常備化が進みまして、昭和60年以降になりますと常備化率が90%を超える形になりまして、現在、平成19年時点では97.8%の常備化率という状況でございます。

本部の数につきましては、この資料では平成4年に935ということでピークになっておりますけれども、その後、平成15年ぐらいまでは一部事務組合方式とか委託方式の拡大で消防本部の数が少し減ってきております。また、平成16年以降は、市町村合併に伴いまして消防本部の数が減ってきている、こういう状況が見てとれます。結果として、今、807の本部という状況でございます。

3ページをお願いいたします。消防本部は、それぞれの管轄する区域を統括する部署でございます。企画・立案、統括あるいは管理部門でございますけれども、消防本部のもとに、現場で実際に警防、消火、救助あるいは救急等を行います消防署、出張所というものが置かれております。消防署につきましては黒い四角のグラフ、出張所につきましては三角で記したもので数の推移を示しております。18年現在ですけれども、1,706の消防署、3,221の出張所がございまして。全体としてはわずかながら増加してきている傾向にあるという状況でございます。

4ページでございますけれども、消防の職員の数の推移でございます。上段が消防職員数でございます。全体といたしましては少しずつ増員を図ってきていただいているという傾向でございますが、平成13年から18年の5年間の増加率が+1.8%という状況でございます。18年時点で15万6,758人の消防職員がおります。

なお、参考として上に、同様の公安職の職員の状況を掲げております。消防吏員ということで赤く塗っていますけれども、15万5,061人。これは15万6,758人と少し乖離がございますけれども、消防吏員といいますのは、いわゆる階級を持って、服制が決まっております、いわゆる警察という本官といいますか、消防のそういった吏員でございます。それ以外の職員には、技術系の職員さんもいらっしゃいますし、事務系の職員さんもいらっしゃいます。そういった職員も含めて合計で消防職員数を出しているということでございます。地方での都道府県警察等での定数での警察官の数25万1,939人、自衛官につきましては現員で24万人強という状況、海上保安官につきましては1万1,713人という状況でございます。

参考までに、下の方に地方公務員全体の総数の推移を掲げております。これは都道府県の職員も全部入ってございますけれども、全体としては、今、いわゆる行政改革といいますか、いろいろな見直しが起こっておりまして、地方公共団体につきましては定数の削減ということが進んでおりまして、そこにありますように減少傾向でございます。平成13年と18年を見まして約5.7%の減ということになっております。実はここから都道府県の職員を抜きました市町村職員、消防は市町村職員でございますから、市町村の地方公務員の総数でいいますと、13年から18年までの5年間で7.9%の減ということになっております。そういった中で、消防職員につきまして1.8%の増ということでございます。厳しい全体の定数管理の中で、それぞれの市町村で御努力はいただいているということだと思っておりますけれども、後ほど申し上げますように、まだまだ理想の形からすれば職員が少ないという状況でございます。

5ページでございますけれども、これは18年度の消防力の整備状況ということでございます。実は国の方で消防力の整備指針というものをつくりまして、車両でありますとか職員につきまして一定の基準を設けまして、その基準に基づいてそれぞれの市町村、消防本部で目標とすべきといいますか、整備すべき必要数というものを計算していただきまして、それに基づいて機材なり人員の整備を計画的に図っていただく、こういう仕組みになっているわけでございます。

上段が、平成17年に改定しました新しい整備指針に基づく施設、人員ごとの全国の市町村の算定数、基準数がAでございます。B欄が実際の車両台数とか人員数でございます。それを割りました、いわゆる整備率というものがパーセンテージで3段目に載っております。そこにありますように、車両につきましては、ポンプ車96%、はしご車88%、以下そこにあるような形で、車両については9割近い状況でございます。水利につきましては80.6%。職員につきましては76%ということで、ここが、御努力いただいておりますけれども、それぞれの整備目標からすればまだ十分ではない状況にあるわけでございます。

なお、参考までに、下の段は、15年4月1日現在の同じような数字でございます。この時点での整備指針はまた考え方が違いますので、一概に比較することはできませんが、15年に比べてみれば、若干ではありますけれども、整備率自体は進んでいるといえますか、多くなっている状況ではございます。

6ページでございます。市町村の消防に係るいわゆる財政、お金の概括の表でございます。

真ん中に赤い枠でありますように、市町村の消防に係る役所としての経費は、17年度の決算額で1兆8,243億円という金額になります。これは、市町村全体の決算額が約49.1兆円でございますので、割合にしますと3.7%、住民1人当たりで割ってみますと1万4,358円という状況でございます。

右側に歳出がございますけれども、内訳でございますが、やはり人件費、職員の給与等が76%を占めてございます。続きまして、庁舎の建設費や車両の購入費、こういったものが10.5%、1,914億円余り。それから、活動に要します旅費、需用費、備品の購入費等で1,681億円、9.2%。あと、その他のいろいろな経費が4.3%という状況でございます。

歳入でございますけれども、基本的には一般財源、それぞれの市町村の税金でありますとか地方交付税・譲与税そういった一般財源が9割を超えた形で充てられている。1兆6,726億円ということでございます。残りが8.3%、1,500億円余りが特定財源ということで、消防の車両等に充てます国庫補助金、それから地方債、これは借金でございますけれども、投資的な経費に充てる財源として地方債、あと使用料・手数料その他、こういうような大まかな経費のやりくり、歳入・歳出の状況になってございます。

7ページでございますけれども、そういったことを踏まえて、現状での常備消防の課題

を大きく3つに整理してございます。

総務課長からありましたように、人口減少時代の中で、災害につきましては大規模化・複雑化しております。また、住民の方々のニーズといいますか要望も多様化して高いものになっている。こういった環境変化をとらえて、常備消防の消防力の充実強化を図っていく必要があるわけでございます。

1つは、やはり施設・人員などの常備消防力の整備ということでございます。今御説明申し上げました消防力の整備指針というものがございすけれども、これに基づいて市町村ごとに整備目標の達成の努力をしていただくということが必要でございます。それを支援する意味で、国といたしましては財源の面で特に国庫補助負担金、割合的には少ない状況でございましたけれども、そういったものを確保していく。あと、一般財源がほとんど充てられておりましたけれども、一般財源のもとになります地方交付税などの地方財源対策の拡充、こういったことを国として支援していく必要があるということでございます。

2つ目に、職員の資質向上ということでございます。限られた職員でございますので、一人一人の知識・技能を向上させていくということが必要でございます。特に最近は機材等も、時代の進歩とともに新しい、いろいろな性能を持ったものが入っておりますし、そういった高度化・多様化する業務の知識・技能の向上を図っていくことが必要でございます。それから、消防職員につきましてもやはり大量退職時代というものを間近に控えておまして、それに伴ってベテランの職員が退職していく。当然、その穴を埋めるということで新しい職員を採用していくわけでございますけれども、そういった、人の入れかわりに伴います人材の確保・養成ということが大きな課題になっているわけでございます。

3点目に、消防の広域化の推進ということでございます。先ほど、消防本部の規模の説明を申し上げましたけれども、やはり小規模本部が多いということで、消防本部の規模を拡大しまして、その体制の効率化、基盤の強化、サービスの向上というものを今取り組んでおります。昨年、法律を改正いたしまして、今、各都道府県が広域化の計画をつくる作業をしてございます。それに基づきまして、この5年以内に広域化を実現するというところで取り組んでいるわけでございます。

8ページ以下は、その広域化につきましての細かい資料でございますので、これは後ほどまたお目通しいただければということでございます。

以上でございます。

○秋本小委員長 どうもありがとうございました。

消防団の現状と課題について

○秋本小委員長 それでは、引き続きまして、消防団関係についての御説明もお願いします。

○金谷防災課長 お手元にごございます資料4の「消防団の現状と課題」ということで御説明させていただきます。

先ほど総務課長の説明にもございましたように、全国の常備消防とともに地域の防災力を公的な機関として担う非常備の消防団ということで約90万人の消防団員が全国で活躍しておられるところでございます。

その現状でございますが、めくっていただきまして1ページでございますけれども、ただいま申し上げましたように、消防団というのは、1つには消防組織法の9条によります消防機関として位置づけられている機関でございますが、それを構成しておられる消防団員という方々は、ほかに職業を持っておられる非常勤の方で、位置づけとしては非常勤特別職の地方公務員という位置づけになっております。消防団の特質といたしまして、先ほどの常備消防16万人に対しまして90万人ということで、動員力、そしてまた地域の方々も消防団員になっておられるということで、その地域をよく御存じであるということ、また、地域にお住まいの方が中心であるということで即時対応力、こういった、地域における消防防災の中核的な役割を果たし得る存在としての特質を持っているということでございます。

消防団につきましては、長官のごあいさつにもございましたけれども、消防団が減少しているという状況で、下にごございますように、消防団員が、速報値の段階でございますが90万人を切るという状況になってございます。一方、消防団員の確保の目標といたしましては、当消防審議会におかれまして、当面の目標として、消防団員を100万人以上、うち女性消防団員を10万人以上という目標といたしておりますが、現状といたしましては、その下にごございますように、ここ10数年の間もずっと減少を続けている。昭和29年、30年は200万人を超えていた状況でございますが、その後ずっと減り続けているという状況でございます。

続きまして2ページでございますけれども、現状の中で、特に消防団の団員の状況でござ

ざいますが、いわゆる被雇用者の方々が団員比率の中でふえているということでございます。昭和40年代、約20数%であったものが、現在では約7割の方が被雇用者、会社員という状況になっているというのが現在の消防団員の状況の1つの特質でございます。

そういったことを踏まえまして、3ページでございますけれども、先ほど申し上げましたように、消防団の特徴が、地域密着性あるいは動員力ということでございますけれども、そういった地域の中核的な防災の存在ということでございますが、今申し上げましたように、いわゆる被雇用者化、サラリーマン化が進んでいるという状況、そしてまた、平均年齢が少子高齢化の中で高くなっている。一方におきまして、従来の火災等への対応に加えまして、災害の複雑化・大規模化、そういったことを踏まえまして、地震、風水害等の大規模災害への対応ということが需要として非常に多くなっている状況でございます。

こういった中で、先ほど申し上げました、90万人を割るという厳しい状況を踏まえまして、昨年も7月に消防庁長官通知によりまして団員確保ということをお願いいたしまして、各施策を推進してきたわけでございますが、残念ながら、19年の4月、速報値において90万人を切るということで、この8月29日に消防庁長官通知により、さらなる団員の確保という緊急アピールの通知を出したところでございます。

4ページでございます。その内容についてですが、先ほど申し上げましたように、18年7月14日付に、さらなる確保ということで求めたわけでございますけれども、結果的に90万人を切るということで、この通知を出したということでございます。

その内容でございますが、5ページでございます。主に、昨年出した通知の中で、特に今後推進していくこととして、下にございますように、1から6までの項目。特に市町村長さんにおかれましてそのスタンスを明確にいただきまして、地域の防災力のかなめとしての消防団員を確保する。そしてまた、そういった中で、公務員等の入団促進を、従来も推進してきたわけでございますが、それをさらに推進していく。特に、先ほど申し上げましたサラリーマン化が進んでいるということから、事業所との連携が不可欠ということがございまして、下の特出しにもございますけれども、消防団協力事業所表示制度を拡充し、従業員の入団促進、理解を求めるといふことと、さらに、今回の消防法改正等によりまして、大規模事業所におきます自衛消防組織等も法律で認めていただきまして、そういったものも踏まえつつ、地域の自主防災組織等と連携した訓練、あるいは特別な技能を持つ事業所や自衛消防組織の連携強化を図っていく、そういうことをその中で特に求めております。さらに、4番目で、女性消防団員の入団促進の推進。これにつきましては、1

枚目で、女性消防団員、まだ1万5,000人という数でございますが、毎年増加している。そういったものをさらに促進していく。あるいは、若年層の方々が消防団員になかなかならないということで、学生の入団促進をさらに推進していく。あるいは、今年度からスタートしております、消防団員確保にいろいろな知見を持たれる方々をアドバイザーとして指名してございますが、そういった方々の派遣制度を活用する、そういうことを中身としております。

次に、6ページでございます。現在の消防庁の取り組みでございますけれども、先ほど申し上げました消防団協力事業所表示制度の推進ということで、これは昨年11月末に通知をいたしまして、今年度から本格的にスタートしておりますが、今、全国で数百の事業所を指定していただいておりますけれども、この制度を全市町村に導入していただく、あるいは機能別団員・分団制度、これは一定の役割に限った団員・分団ということで、例えば大規模災害だけの対応とか、あるいは広報のみの対応とか、そういった制度の推進をさらにしていくということ。それから、先ほど申し上げましたアドバイザーの派遣制度。これは現在までに12の派遣をさせていただいておりますが、そういったものをさらに推進していくということでございます。

それから、6ページの右側でございますけれども、特に消防団の活動への理解の促進ということをしていただきまして、多くの方々に消防団の意義と存在、そして役割を理解していただくことが消防団の確保にもつながってくるということで、集中的な広報を中心とした、あるいは意識高揚のためのさまざまな施策をいたしております。1つ目としまして、入団促進キャンペーンの実施、意識高揚のための意見発表大会、活動状況の事例集の作成、あるいは、消防団の広報ということで、ホームページ、メルマガ、新聞広告の活用、ポスター、パンフレットの作成・配布、さらにはビデオ・DVDの作成・配布、また、政府広報を活用した広報等々の広報施策を中心として取り組んでいるところでございます。また、関係機関との連携の中でこういったことをさらに進めていく必要があると思っております。

7ページでございますが、そういったことで、来年度に向けての重点政策として、予算要求の状況でございますけれども、消防団充実・強化のための施策の積極的推進ということで、今申し上げましたようなことを含め、さらなる展開を図っていくということで、予算要求につきましても、地域活動の推進に要する経費としての、広報を中心とした各種経費を要求するとともに、アドバイザー制度の活用、さらには、特に少子高齢化という時代の中におきまして、消防団のあり方をさらに検討していく経費を織り込んだ予算要求をし

ているところでございます。

以上でございます。

○秋本小委員長 一通り御説明いただきました。小委員会の運営について、消防防災行政の展開、常備及び消防団の現状と課題。お聞き取りいただくのもお疲れさまだったのではないかと思います。きょうは第1回の委員会でございますので、今御説明があったことについての御質問でも結構ですし、もっと幅広く、その他のことでも結構ですので、これからしばらくの間御自由に意見を御発表いただきたいと思います。どなたからでも、どうぞ。

どなたも御発言がないようですけれども、この小委員会の進め方のところでの説明で、どういったものを検討の対象にしていくかというのが大変幅広くて、極端に言うとも何でもありみたいな感じなものですから、これは一体どうしたらいいんだろうというのが恐らく御感想の中にあるのではないかと思ったりもするのですが、そういったようなことなどについても、御意見などございましたらいただきたいと思います。

○小川委員 全体についての私の考え方をちょっと聞いていただきたいと思いますというわけですが、第2回の議題案のところ「自主防災組織」というのがありますし、あるいは「青少年消防組織等」というのがあります。こういったものについて、回を追って具体的な考えを述べさせていただきたいと思っておりますが、全体として、中越沖地震のような、みんなの記憶に生々しい災害のケーススタディーを通じて、この小委員会で扱うべき問題を検討して青写真をかいてみる、そういったようなことを試みてはどうかと思ったりしながら、今いろいろな資料を読んでいらっしゃるのを聞いていたのです。

たまたま私も、東京電力の柏崎の件があって、直接かかわっているのです。ただ、危機管理の担当の副社長とか常務さんたちとか全部ワーキンググループが6つあってやっているのですが、実は消防がほとんどひっかかっていないのです。危機管理といっても、消防が入ってこないで企業の危機管理をやろう、あるいは防災をやろうという話ですから、化学消防車も何も原発の中になかったというのはよくわかるのです。この現状について、柏崎の地元の消防は知っているかもしれない。ただ、やはり消防庁としてきちっと認識を持って、企業の自主防災組織などの取り組み、あるいは企業が地域の住民の信頼をきちっと確立し——特に原発はそうですね——それから地域の災害対策に役に立つような自主防災体制を組み上げるためにというところまで視野を広げてやることができないか。その中に若い人たちの育成のようなものも位置づけることができないかなと思ったりしております。

た。各論はまた思いついたときに申し上げますけれども、ちょっと問題提起までさせていただきます。

○秋本小委員長 今回の点は、まさに総合防災力という事柄に関連する非常に鋭い大事な点の御指摘だと思いますが、消防庁の方で何かそういったことに関連する今の取り組みなどについての御発言はございますか。

○大石次長 このたびの中越沖地震では大変反省すべき点が多かったと思うのですが、特に象徴化されているのが、柏崎原発における火災、この火をなかなか消すことができなかったという点でありまして、第一次的には東電の自主防災組織、自衛消防というのが全く機能しなかったということでございます。これは消防全体の問題でもございますので、私ども、経産省保安院の方と連携しまして、原発における火災をどのように防止し対処するかということについて、研究会を私どもなりに設けて対応を考えているわけでありまして、御指摘のございました自衛消防組織、これが地域にとっても大事な、まさに地域防災力になるべきだと思っております。具体的に、そういうことで、東電の方をお呼びしまして、ぜひおたくの自衛消防組織を消防団にさせていただけないか、いわゆる機能別消防団でいいのです、消防団になっていただければ、まさに地域に関する還元もできるのです、そして訓練も常備消防と一緒に訓練ができますよということで御提案を具体的に申し上げておりまして、その方向でさらに実現できるようにやっという話も進んでおります。それから、経産省と連携してやっている研究会も、まだ始まったばかりですけれども、具体的に何ができるか十分に検討しているところでございますので、またこの委員会においても御報告を逐次させていただきたいと思っております。

○秋本小委員長 よろしいですか。

○小川委員 はい。

○秋本小委員長 ほかにはございませんでしょうか。

○上田委員 ちょっとお聞きするのですが、全国の市町村の中で消防団の設置のないところはないのですか、あるのですか。

○大石次長 あります。

○上田委員 あるのですか。どれくらいかお聞きしたいと思います。

○金谷防災課長 現在、大阪府の大阪市と愛知県の西尾市の2市が消防団の設置がございません。

○上田委員 理由はこの場所で言うのは御都合が悪いのですか。どうなのですか。

○金谷防災課長 どちらも水防団はありまして、そういった過去の経緯で、消防団よりも水防団を置く、あるいは常備消防の方でそれをカバーする、そのようなお考えのもとに消防団を置いておられないというのが現状でございます。ただ、私ども、最近の災害の状況とか、あるいは厳しい安全・安心に対する意見の高まりとか、そういったことの中から、やはり消防団は必要ではないかということで、両市に対しまして消防団の設置についていろいろと御相談させていただいているという状況でございます。

○上田委員 こんなことを私から言うのはおかしいのですが、だんだん常備消防が充実してくると、中には、消防団はいいんじゃないかという声をところどころで聞くわけなので、消防団に入り手がなくて、あれだけ常備の消防がしっかりしていればいいんじゃないかと。災害があれば恐らくそんなことは、目の当たりにあれば、大火があったり何かあればそんなことは絶対言わないのだろうと思いますが、災害のないところにおいては、そんなに無理して消防団要るのという話があるわけなのですよね。ただ、問題は、いつ何どきどんな災害があるか、これは全く予測しかねることだから、そうじゃないんだ、消防団を置かないといけないし、やはり火の取り扱い等に注意を促すのは地元の消防団でないとだめなんだということを我々は申し上げるのですが、そういうような声をちまたでちらほらと最近は聞くようになった。なぜそういうふうになったのかはわかりません。昔は、村にいたり町にいたり、消防団に入らない者は一人前じゃない、消防団に入って地域社会とか、町内や村の皆さん方とコミュニティをつくり上げていくことによって一人前に扱われるんだと、我々の年代の者はそういう思いでいたのだけれども、最近やはりだんだんサラリーマン化するというか、勤めに出るようになると、あれだけ広域消防もあって立派に消防署員がしっかりやっているじゃないか、消防団必要なのというような声の中にはあるのですよね。こういうことを思うとき、我々もちょっとPRが下手だとか、消防団の宣伝が下手だとか、もっと市民の皆さん方に認識していただくように努力しなければならぬのですが、そのようなことを考えると、だんだん考え方が少しずつ変わっている。ひいてはそれが消防団員の減少につながっている面もあるのではないかということと、町のコミュニティがだんだん崩れようとしているという点も率直な感想でございます。

○秋本小委員長 今お話がありましたことと先ほどの小川委員の御発言のことと共通しているところがあるように思うのですが、小川委員の御発言の中では、中越沖地震で特に柏崎の原発のことを取り上げておられました、最初の方の御発言で、中越とか、そ

ういう災害のときの対応の全体の姿を整理してみて、その中で、今お話がありましたような消防団とかいろいろな防災機関、あるいは一般の皆さんの動きというのがどうであったか。それでは足りなくて、やはり、まさにここで言う総合的な防災力というのを考えておく、それを整備していくことが大事だといったようなことがおのずから出てくるようなこれまでの体験だとかを整理してみたらどうだと、小川委員の御発言はそういう趣旨のように私は受けとめたのですけれども、そういうことをする中で、さっき上田委員からお話がありました、消防団は要らないという意見があるけれども、本当にそれでいいのかということが具体的に出てくるといったようなことがあるのではないかと。

私の個人的なあれで言いますと、阪神・淡路大震災のときに、神戸は常備消防が消火をする、したがって市街地の団はポンプを持たなくてもいいということをやった。ところが、阪神・淡路のときは、市街地の火災についても常備ではとても手に負えなかった、やはり団の消火活動が必要だったということが、阪神のいろいろな教訓がありましたけれども、そのうちの1つでもあった。だから、これまでのいろいろな災害の体験の中で、あるいは日ごろの防災活動の中で、まさに総合的な防災体制が大事なのだということがおのずからわかってくるような何かがあると非常に説得もしやすくなるというような感じもありますけれども、これはこれからの話の中で深めていったらと思いますが、ほかにどうぞ御発言をお願いします。

○重川専門委員 今の御提案とも関係がありますし、冒頭に小委員長がおっしゃった、少し長期間をにらんで総合的な防災力向上のグランドデザインを検討する場としてはどうかという御発言もあったので、ちょっと考えてみたのですけれども、まず1点は、今の実際の災害事例の中で消防とか消防団とか住民の方あるいはステークホルダーの方がどう振舞われているかということについて、我々も、今まで災害が起こるたびに、それぞれの立場の方たちに対する調査をずっと続けておりまして、その中で見えてきたのは、直後の段階では、名前は消防団でも水防団でもいいのですけれども、やはり一定の役割を担い、その意識をしっかり持った方たちの存在なしには直後の地域の安全は到底守り切れない。そういう意味では、ネーミングはどうであろうとも、消防吏員とか、市役所や町役場の職員ではないのだけれども、今の消防団、水防団といったような位置づけの人の存在というのは極めて重要だなということが1点です。

2つ目は、住民レベルでいきますと、いわゆる町内会長さん、自主防災リーダーという人以外にも、例えば介護、保険関係の、今、介護保険で、そういうビジネスでたくさん

人が動いておりますけれども、実際には、要援護者の安全というのはそういう方たちが見守っていらっしゃるし、そういうふうに見ていきますと、実はいろいろな人たちがそれぞれの立場で有事には力を出し合っていますので、おっしゃったように、災害事例の中で、だれがいつどんな役割を果たしていたのかというのをきちんともう一遍レビューすることによって、名前はともかく、そういうそれぞれの役割認識を持った人たちをきちんと事前に地域の中に育てておくというのは不可欠だという事実は必ず見えてくると思います。

2点目ですけれども、長期的な視点で考えると、やはり少し消防、警察あるいは水防、厚生労働、福祉も含めてですけれども、安全・安心にかかわるいろいろな行政の、国レベルでは各省庁がありますので、一遍に一体化はできないと思うのですが、それを受ける地域レベルではみんな同じ人たちが受けているわけです。住民もよく知っていて、ちゃんと振る舞いを変えまして、きょうは警察関係の関係だから、きょうは消防関係だからと、ちゃんとそこら辺をよくわかっています、柔軟にこなしていらっしゃるのですけれども、それは決していいことではないし、プラスよりは恐らくマイナスの面の方が大きいと思うのです。本当に地域の総合的な防災力、安全・安心力を高めるということを考えたときに、やはりそこを見直すべき時期に来ているのかなど。研修とか、あるときは秋の交通安全運動でテントで1週間とか、あるときは春の火災予防運動でまたこっちに引っ張られとか、そういうふうな教育とか活動の場とか、受け取る地域の人たちのことを考えたときに、少し上の段階で見直すことがあるのではないかと。具体的にどうすればいいのかというのはまだ明確には頭の中にはないのですが、その視点は必要ではないかという気がいたしました。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

○小川委員 私がさっき申し上げたことは、余り大ごとで考えているのではないのです。中越沖の地震を1つのスタディーとして、柏崎刈羽原発、なぜ自主防災組織が機能しないレベルにあったの、あなたの会社の危機管理の中でどういう位置づけにあったのということを、さっき大石次長さんがおっしゃったようなアプローチの中で整理していく。それを教訓として学び、将来、消防力の向上のために生かすという話なのです。

私自身、いろいろな企業の危機管理、コンサルタントとして仕事をするところがあるので、例えばコンピューターネットワークのネットワークセキュリティーなんてやるのです。テロとか災害からコンピューターセンターを守ろうと。その図上演習なんかをやるときに、私はアメリカ式なのかもしれないけれども、コンピューターの本当のハイレベルの専門家から担当役員からずらっといるのだけれども、ガードマンや何かを入れたら物すご

く怒るわけです、日本の企業の偉い人は。ホワイトカラーとブルーカラーが同じところに座るとは何事かという話なのですね。でも、何でそういうことになったかという、いろいろなシナリオの中で、東京電力の大停電の話がありましたね、江戸川でケーブルを切ってしまった話。ああいった事態も既に私どものシナリオでやっていたのですが、それが起きたとき、しかもお盆休みと、全く同じ想定だったのです。保安要員が少ない。そのときに電力が来なくなった。コンピューターセンターの自家発電装置の燃料は多くて6時間なのです。どこの石油会社から買うかという契約はしているけれども、形だけの契約書であって、自分の会社に対して最優先で1時間以内に、信号も何もとまってしまって大渋滞を起こしている中で、最悪の場合、ヘリコプターをチャーターしてつってくるということを持ってこさせるというような契約をやっている会社はゼロなのですね。そういった中で、保安要員の一番の現場にいるのはガードマンの部隊ですから、その人たちがいないと動きがとれないのに、席を同じゅうせずという話。実は、私がかかわってきたところで言いますと、どの会社も例外なく自主防災組織というのはブルーカラーの扱いです。だから、会社の危機管理に入っていないのです。やはりきちっとそれを位置づけて、その辺を直すことから始まらないとだめだろう。

もう1つは、これにかぶさるように縦割りの問題が、行政だけではなくて会社の中もあるのです。例えば電力会社で言うと、まずコンピューターネットワークの関係でも事務系と制御系とありまして、制御系というのは発電所のグループで、これは聖域みたいになっていて、中心なのです。事務系はとにかくコンピューターネットワークを安全に保とうということについても、住基ネットではないけれども、割とやろうとするのだけれども、制御系が頑として受け付けない。制御系に穴があいていて、そこからハッカーや何かに入られる可能性があるというような問題があるのですが、会社の中は全部、これはアメリカもそうなのですね、制御系と事務系がうまくいかない。それから、原子力は原子力で聖域になってしまっている。これは経済産業省の中もそうですね。ネットワークセキュリティーの角度から言っても、それを正面からやっているのは商務情報政策局。あそこはやっている。ところが、電力全体で言うと資源エネルギー庁だ、そして原子力は原子力安全保安院だと、この横の連携がかなり希薄である。原子力安全保安院については、原子力にかかわるところではすごく専門の有識者も集まっているのですが、危機管理とかセキュリティーという面、あるいは防災という面からの専門家というのは過去に入っていなかったと言っているくらい非常に限られている。そういったことが現にあるのです。だから、例えば

柏崎刈羽原発について、非常に大まかでいいのです、何で自主防災組織がああいう格好になっちゃったの、どういう位置づけなの、これをもとに直していくとおたくもいいんじゃないのという話を、大石次長さんがおっしゃったような角度からさらに向こうと話を進めていくと、何か教訓めいたものも出てくるのではないかと思います。補足でございます。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

そういう連携をしっかりとっていくということが、まさに総合ということにもなるのだろうと思うのですが、重川委員からお話があったようなことも、いろいろな人たちが後どういうふうに関連していくかということも大事なのではないかと思います。斎藤委員、今、企業の縦割りとありますけれども、自治体の中でもそういうことのないようにということが一番御苦心なさっているのではないと思うのですが。

○斎藤（博）専門委員 ただ、幸いにしてというか、おかげさまでというか、当市の場合には消防に市民の方々が非常に理解が深いと言ってもいいのかなと思っているのですが、いずれにしても、今、30階建てなんていうマンション群がどんどんできていますから、そういうところにお住まいの方々にどういう意識を持っていただくか。ああいう大きな建物の場合には、防犯に関しては非常にセキュリティーがしっかりしている。ただ、コミュニティづくりはまさにゼロに等しいような状況ですから、そういう方々に御理解をいただく作業というのも大変だと思うのですが、福祉関係の関連が実は消防もかなり出てきていますよね。ですから、そういう意味では、女性消防団員というのは非常に貴重な存在になってくるのだろうと思っていまして、幸いにして、来週の月曜日にまた10人女性消防団員を任命するので20人になるのですけれども、その方々が福祉部、当市で言えば生活福祉部なのですが、市長部局の方の福祉部の関係が単身老人とかいうことを一番よく把握していますから、消防本部との連携というのはしっかりさせてあります。ただ、非常に難しいのは、例えば災害のときに一番困る弱者の中には、ひとり住まいの老人の方だとか、障害をお持ちの方だとかというのが一番問題なわけですが、ちょっと邪魔するのが個人情報保護法でして、「私のところはいいですよ」と。今うちは手挙げ方式でやっているのです。お年寄り登録してくださいと、手挙げで今やっているのですが、手挙げだとまことに手を挙げません。とりあえず今、手挙げ方式で始めたのですが、手挙げ方式だけではとても災害のときにお年寄りを救う方法は難しいと思っておりますので、そうではなくて対面でいこうということも今始めたのです。当面手挙げでやってみようというのですが、な

かなか手を挙げてくれません。ですから、そういう意味では、福祉部と消防本部なり消防団との連携はきちっととっていかないと難しいのかなということで、今そのためのプロジェクトチームを立ち上げてやっています。うちの市はそんな状況です。

○秋本小委員長 発言を促すような格好になって申しわけありません。

第1回目ですので、結論がどうだということに余りこだわりなく、委員の方々、御発言いただきましたらありがたいと思います。

○青山専門委員 ふだん、地方自治とか分権改革が私の主たる仕事なので、その面から、今の皆さんのお話を聞いて非常に示唆に富むので、申し上げたいと思います。

1つは、小川さんのおっしゃっていることが、ジャーナリストとしても一番説得力のあるアプローチだろうと思うのです。ケーススタディーをこれからのシナリオで考えていくというのはとてもいいやり方ではないかと思いました。そのときに、柏崎刈羽原発がみんなの記憶に一番焼きついているし、テレビですっとあの画面を見て、日本じゅうショックだったというのがあるのです、あれはぜひやった方がいいと思うのですが、災害のパターンが、さっき秋本さんが言われたような阪神・淡路のような大都市の地震のパターンも2つ目のパターンとしてあってもいいのかなと思うし、3つ目のパターンとすれば、去年でしたか、おとしでしたか、宮崎県の九州山地の東側のところの過疎地が台風災害で大変な災害になりましたよね。ほとんど消防団がいなくて、高齢化している過疎地が大変な被害が出た。ああいう過疎地パターンといいますか、その3つぐらいのパターンをしながら、ではこの先どうしていくのかみたいなきっかけがあってもいいのかなと思いました。

常備消防は、私、素人なのですけれども、やはり力と集中なのでしょうね。それはそれとして、企業の話ですけれども、この間のJR西の尼崎の事故のときがやはり1つの教訓で、沿線にいた企業の人たちが総出で救ったわけですよ。このごろCSRという言葉を言いますけれども、あれが本当の力になる。あの辺もしっかりケーススタディーをして、みんなが広く、地域の中に企業が生きているということを知った方がいいのだろうなと思いました。

それから、さっき市長も教授もおっしゃっていましたが、縦割りの問題ですけれども、大きく考えると、市町村消防にしたということは、基本的に人々の安心・安全が基礎自治体の仕事だということですよ、原理からいけば。そうすると、火事ばかりではないはずですよ。介護だとか、ふだんの防犯だとかということと同じなのではないかと思います。そうすると、消防団のことばかり考えるのはやはり縦割りだろうな。水防団は河川法で、

消防団は消防法かという話になる。もっと広げれば、介護保険の単位だとか、さまざまなふだんからのひとり暮らしの老人たちへの支援だとかということを経済的な1つのユニットで考えていく方が実際に役に立つし、いいのではないかなと。そうすると、この前の地方自治法で想定されたのでしょうかけれども、地域自治区制度ができたのですが、どうも私の目から見れば、市町村合併を進めるための方便みたいな程度で、非常に制度設計が甘いようには思います。だから、あれをもっと充実強化させていくような形で消防団を考えていく、そういう横的に考えていくというふうに、中学校区単位ぐらいの地域自治組織というのがやはりコミュニティの基礎的な単位ではないかと思えます。

何で消防団が消えてきたのか。確かに勤め人が多くなってきたという問題はあるのですが、もっとシビアに言ってしまうと、川が典型的だと思うのですが、ダムをつくり、堤防をつくってきたことによって、みんなを川から遠ざけたからなのだと思うのです。川は絶対安全だから、ダムをつくって高い堤防をつくれればみんなは安心だからと、川からみんなを遠ざけた、それがさまざまな水防活動、消防団活動を弱体化させたという、どう考えていいかわからないような、近代化のツケと申しますか。だから、そういう問題がどうしてもここまで来るとあるような気がするのです。そういいながら、堤防は決壊するし、あふれるのですよね。ダムなんかは永遠に管理されていないということに早く気がつくべきだろうなというふうにも思うのです。そうすると、河川管理というのは専門家だけに任せておけばいいという常識をやめて、河川管理というのは専門家だけに任せておけばいいのではないのだというふうな仕組み。極論からいくと、多分、長官も次長もとんでもない話だと言うと思いますけれども、私は、究極的に1級河川まで自治体管理にすべきだと思っはいるのです。国土交通省の管理にせず。やはり自治体の中できちんと河川管理をし、その中に防災もしっかり入れていくという大きな政策体系を、さっき10年、20年とおっしゃるから、そのくらいの、まさに分権改革は今進んでいるところですから、そういうことから言っても、きちんと論理構成をしていいのではないか。国土交通省は、河川治水は国のかなめとか何とか言っていますけれども、現実を考えてみると、川から人々を遠ざけたことによって、消防団の機能に対するみんなの意識が薄れたという感じもするのです。

10年先を考えろという点からいくと、やはり2つぐらい考えて、1つは、消防団は地方公務員法上の非常勤公務員です。そうすると、これは国籍条項がかかわるのではないですか。これだけ国際化をしてきたときに、外国籍の人たちが地域のメンバーシップを構成しているはずなのに、外国籍の人たちを消防団から排除していいのかどうかというの

は、常勤の警察官と消防吏員とは別に考えていってもいいのではないかと。法律的な制度の整理もしていいのではないかと。外国人だから火は消さないんじゃないかと、火をつけるんじゃないかみたいな、そんなことがあるのかどうかよくわかりませんが、ではないはずですよ。やはり公に対する地域のメンバーシップがかかわるといふ点から見たら、そこだって考えた方がいいような気がします。現実には東海地方とか群馬とかも外国人の人たちがふえているところがあるし、これからはもっとふえるでしょう。そういうことの法制度の研究をしてもいいのではないかと。

さらにまたハードルの高いことを言いますが、先ほどおっしゃっていましたが、きょうは警察の仕事、きょうは介護、きょうは消防の仕事と言っているのがまさに日本の行政制度で、本当言うと、戦後できた警察制度をブラッシュアップしてみる時期が来ているやに思うのです。そのときに、外勤警察官は市町村職員にするという選択肢をもとれたとしたら、消防組織と外勤警察組織が1つのなべの中に入れてうまくできる。もちろん、東京のようなところになるとなかなか難しいので、それは地域によって違うと思いますが、中都市規模以下のところは、外勤警察官は市町村職員。私は地方警務官制度も廃止した方がいいのではないかと実は思っていますけれども、例えば公安警察なんかとは基本的に違うと思うのです。交通警察の一部だって本当は市町村職員であるべきではないかというぐらいに思うので、せっかく小委員長が大きなビジョンだということを言うと、ついつい悪乗りして、そこぐらいまでの大きな展望を、問題提起をしたらどうかと。言い過ぎましたが。

○秋本小委員長 いろいろ大胆な御発言をいただきまして、小委員会としてどうまとめるかは、委員長というよりは皆さんの御意見の中でまとめるということになりますけれども、今、青山委員のは立法論をおっしゃっているものですから、現行制度の解説ではちょっと御納得いただけるようなことにはならないかもしれませんが、消防庁の方で何か御発言がありましたら。

○荒木長官 NHKの「ご近所の底力」という番組があって、コミュニティ活動で防犯から防災からいろいろないい取り組みを紹介しています。それと、これまでの災害に際して、消防団とか地域の人たちが助け合って成果があった事例はたくさんあると思うのです。我々もそういう優れた事例を地方団体にも呼びかけて掘り起こし、近年のそういった出来事の中から具体の事例についての情報を集めるような努力もしたいと思います。

それと、今お話があった、外国人の方の話もやはり大事な提案だと思います。ここで

うするというのはなかなか言えませんが、非常に重要な提案だと思います。地域によっては定住外国人の方が2割近くを占めている地域もありますので、やはり地域の安全のことを考えると、いざというときの、地域の防災力を考えますと、そういった人たちにも一緒にやってもらわなければいけないと思いますので、よくこれから勉強、研究したいと思います。

○秋本小委員長　こちらの方から指名して御発言を促すというのはちょっと失礼かと思いますが、どうぞ。

○山崎専門委員　「中長期的な消防防災行政のあり方」と言われてしまうと、一体何をどういうふうに発言していいのか困ってしまうのですが、きょうは1回目ということですので、こんなことをやってもらえるといいなと思っていることを発言させていただきます。

最近の災害の現場取材していると、地域の防災の力があるかないかというのは、その地域の安全のために物すごく大きいということがよくわかるのです。やはりそれぞれの地域の被災者が高齢化していますから、その被災者を具体的に避難させる仕組みがちゃんとできているかどうかというのは、それぞれの地域で防災の部局と福祉の部局がちゃんと連携をとって、名簿ができているとか、それに応じて訓練ができているというようなことがあると、例えば能登半島地震の輪島市の門前は370人の高齢者が、要援護者と呼ばれる人たちがいましたけれども、あれは休日の午前中で、自治体にとっては一番厳しい時間帯に起きたにもかかわらず、4時間で370人の安否確認を全部終えて、避難所にスムーズに運ぶことができたというようなこととか、あと、最近、火災原因のトップはずっと放火ですけれども、放火が少ない地区と多い地区を取材していると、やはり地域の監視の目が地域に届いているところは放火が少ないのですね。そこはやはり路上犯罪も少ないし、少年犯罪も少ない。つまり、火事とか防災とか防犯とか全部ひっくるめて地域の力にかかわるということで、その中核になるべき組織が消防団だと思いますので、火事のためとか防災のためとかというのではなくて、地域のためにそういう組織が必要なのだということをきちんと広報していかないと、消防団の位置づけを、地域の中で消防団のステータスを上げなくてはいけないと思います。これが1つです。

もう1つは、これからの消防ということで考えると、今ニュースになる大きな火災を見ていると、消防が後手後手に回ってしまうことが多いのですよね。温泉施設の火災がそうでした。それから、ことしの春先にあったカラオケがそうですよね。あんな小さなところでああいうことが起きると思わなかった。しばらく前を考えると、例えば小規模の老人福

社施設で火災があってたくさん亡くなって、あれだけの施設がどんどんできているにもかかわらず、消防庁の予防課では何とかしなくちゃいけないと言っている矢先に先に火災が起きてしまったわけですね。もっと前をたどると、神戸でリンリンハウスというのがあるんだということに驚くわけですね。でも、やはり地域で少しずつそういう芽が起きていることを、みんな査察とか現場の人たちはわかっていたのに、それをくみ上げるのが遅いものだから、大きな火災があったときに、必ず後で対策をやっていかなくてはいけないということが最近の火災で多いわけですね。それを考えると、火災原因の調査を警察に任せしておくという体制はどこかで何とかしてもらわないと、予防行政をするためには、やはり消防がきちんとそれぞれの地域で起こった火災の原因を自分たちの手で調査して、そこから次の予防対策を考えるという仕組みを中長期的にはとってもらわないと、これからますます多様化して複雑化していく世の中の火災や災害に常に消防は後手後手に回らざるを得ないのではないかと思います。

ですから、1つは、常備消防はますます高度化して消防行政をやってほしい。消防団を含めて、地べたをほうような、消防の毛細血管のような組織もきちんと位置づけて、そのステータスを上げて、組織を組み上げていく。その2つの視点を同時進行でやってもらわないと、これからの消防が役割を果たしていくということになかなかならないのではないだろうか。それは私の要望です。

○秋本小委員長 またこれも大変大事な点を御指摘いただきました。小林委員、常備についてのお話などもありましたけれども、何か御発言ございましたら。

○小林委員 本当に厳しいお言葉をいただきました。ただ、私どもも、我々の知っているものをもう少し掘り下げて、地域の人たちの安全のため、そして国民の安全のために情報発信していかなければいけないということは常々考えております。そういった中において、我々の今置かれている1つに、消防職員であるということの制約、そういった中で、どうしても限られた範囲になってしまうというジレンマも持っております、これからもそういったものの改善について消防庁の方々といろいろ連携をとっていきたいとは思っております。

それ以外に、ただいまいろいろなお話を伺ってきたのですけれども、私も実はいろいろなところで仕事を通じて感じてきたのは、先ほど来あります、実際に防災だとか地域力を高めるとかいう、その源になるのは、地域に住まわれている方なのですね。この方々の力

をつけていかなければいけない。しかし、その力をつける方法論として、これは東京の場合ですけれども、今私どもが取り組んでおりますのが、防災教育というものについて、幼児期から社会人まで、それぞれの段階に応じてもっと防災に関心を持ってもらい、防災力を高めてもらおう、そういう取り組みを始めました。幼児期の子供たちについては、地震があったら自分の身の安全を図るためにどうしたらいいかというゲーム的な感覚からスタートしていく。既に一部の中学では初期消火というような形での力をつける。高校生になれば、地域の中で人を助ける、救助というような段階にまで持っていく。そういったものを一つ一つやりながら、これはまさに時間がかかることなのですけれども、一步一步やっいていこうと。やはり社会の中においては、企業と地域の住民の方々の問題があるだろう。企業というものについては、今盛んに言っております事業継続計画というようなものがいろいろ言われている。そういったものの中に、まさに大きな災害が発生したときにいかに対応すべきかというようなことを本来会社としてつくっていかなければいけない。そのベースは何かといえば、まず会社の社員の方々の安全を担保する、その上で、その会社としてのいろいろなその後の対応というものを決めていく、そういった初期の部分をやっていく。地域においては、自分たちが、子供たちも含めていろいろな行事を行っていく中において、地域の連携ということが必要になってくるだろう。いろいろなことをやりながらというのが、まさに地域の危険度を知るだとか、どういったところに要援護者の方がいるかとかというようなことを語る場があったりして一つ一つ地域力というものが高まっていくだろう。また、子供たちもその地域の中に溶け込んでくるというふうな仕組み。

もう1つ、では、常備消防とか団の関係はどうなるのかと申しますと、まさに常備消防とかいうものは、そういったものに対して手助けをしていく仕事なのではないか。我々が持っている装備力というのは、まさに実際に災害が発生したときにどこまで対応できるのかということ、自分たちをよく知って、そして、その力を超えるような災害が起きたときにどういったところに助けを求めるか。助けを求める相手というのがまさに消防団の方々。消防の方々とは、現在、通常の災害時においても消火活動を一緒にやるとかというような活動をし、そしてそういう消防団の方々が力をつける、そして消防団の方は地域の方と緊密に連携をとっていくというような、本当にいろいろこんがらがったようなものが地域力を高める1つのベースになっていくのではないか。そのこんがらがり方が複雑になればなるほど、その地域力というのは高くなっていくのではないかという気がしております。将来展望を考えるならば、そういうふうな、すばっと一本線ではなくて、いろいろなものが

絡み合った中ででき上がってくるような気がしております。

○秋本小委員長 今御発言の中には、少年の問題あるいは企業の問題といったようなことも話がありましたが、金井委員は少年消防クラブの御指導を長くやっていただいていますけれども、何か御発言ございますか。

○金井専門委員 私は子供のことにずっと携わっているのですけれども、子供は実際、少子高齢化ということで少ないです。少ない中でも、私の団は90名近くおりますけれども、子供たちは体験を通していろいろと学んでおりますので、知識からというのは余り好まないのですね。ですから、体験を通して、消火器の訓練とか通報の訓練、団によってはポンプの訓練ということも体験を通してやっております。

先ほどもお話でいろいろありましたけれども、私も地域に住んでおまして、私の地域は港区ですので、非常にワンルームマンションがふえてまいりまして、コミュニティが非常にとりにくいのですね。それこそ、お隣に住んでいる人はどういう人だろうということもつかめない。このごろ個人情報非常にいろいろ騒がれておりますので、そういう点においても地域力というのはなかなかとりにくくなっております。高齢の方もつかみたいなと思えますけれども、「何であなたは私のことを知っているんだ」というふうに言われまじ、地域でコミュニティをとることがだんだん難しくなって、横の建物のときは、それこそ、「こんにちは、元気？」ということが言えたのですけれども、今はそれこそオートロックで、ピンポンでというぐあいでもございまして、なかなかそういうコミュニティがとりにくくなっているというのが私どもの地域の現状でございます。子供においては少年団に入ってまいりますから、子供を通して、また親御さんを通して救命講習とかそういうこともできますけれども、本当に地域が高層的になってきて、地域のコミュニティというのが難しいなということを実際に感じているところでございます。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

坪田委員とか齋藤委員、何か御発言ございますか。

○坪田専門委員 日本商工会議所の坪田と申します。消防団員の7割が会社員ということなので、日ごろから消防庁の皆さんにはPRするような機会、あるいは会員事業所にぜひ消防団員になるようにとPRはしているのですが、だんだん減っている。これは歯どめをかけなければいけないというのは私自身もありますので、今後ともまたいろいろな機会に協力させていただきたいと思えます。

常日ごろ思っているのですけれども、先ほど地方分権の話が出ているのですが、私の認

識が間違っていれば訂正いたしますけれども、もともと自治体消防なので、それなりに独自性を持って対応されているのだらうと思いますけれども、今後どんどん地方分権が進展していくと、中央の政策の役割とかあり方。よく我々は別の分野で話をしていますと、これは地方自治体の固有事務だから、国から言っても限界があるんですよとか、あるいは地方によっては財政によっていいところと悪いところがあるので、できるところとできないところがあるんですよと、そういう議論があるのですね。でも、消防行政とか、例えば大規模災害とかというものについては、地方分権と中央の政策との関係というか、拘束力というか、その辺をもうちょっと明確にしていかないと、ただ地方分権、地方分権と、ばらばら、ばらばら地方に行ってしまうということも果たしていいのかどうか、私、常日ごろ疑問を持っているのですが、その辺は、消防行政上はどうなのでしょう。

○大石次長 あくまでも消防は自治体消防原則がございまして、先ほど来説明をしているとおりなのですけれども、市町村が消防の責任を負っているのですが、制度の企画・立案は、法律に基づいて制度をつくっているわけですから、消防庁がそれを所管させていただいている。そしてまた、自治体消防とはいっても、大規模な地震であるとか、テロ等の事案であるとか、一市町村では到底対応できない際には国家的視点で応援をしなければいけないということで、その応援の仕組みは用意されているわけですね。今日、大規模地震とかテロの脅威というものが非常に国民の間で心配されているものですから、ますます私も、国家責任はしっかり果たしていかなければいけないのではないかという立場でございします。

一方で、さはさりながら、もともと消防は自治体消防であり、消防団がまさに地域に根差した組織ですから、地域に密着して、消防団がしっかりしていくということによって地域のコミュニティ、地域の基盤というのができ上がっていくのだらう、こういうふうにご覧も認識してございまして、消防団の役割は非常に重要だなど。これは単に消防だけではなくて、御指摘いただいているように、防犯の観点とか、福祉・介護の観点とかいう面でも非常に重要なので、これは消防庁だけで議論しては本当はいけないのかもしれないですが、まさに消防団をどうすべきかという国家的な観点からの立法措置を講じてもいいぐらいの話なのかもしれませんけれども、そういう大きな問題も含めてここで御議論いただけると非常にありがたいなと思っています。

○秋本小委員長 議論の進め方のところに括弧して、ちょっと遠慮して「国、地方公共団体」と書いてありますけれども、国と地方団体の役割分担とかあり方とかというのはどう

考えるか。項目の最後のところに「法律制度・財政制度」なんて書いてありますけれども、議論の中でそういった部分に関連するのは当然議論の対象になるのではないかという気がしております。

齋藤委員、何か御発言ございますか。

○齋藤（仁）専門委員 昨年、消防団のあり方についていろいろ勉強させていただきました、私も認識を新たにしたところが多いのですけれども、きょうの御説明資料等を読ませていただくと、やはり人的にも足りないとか、そういう中でどうしたらいいかという御説明だったので、多分この結論が、5回やってみて、今非常に課題があつて、問題が山積しているから、そこを強化しなければいけないということだけで中長期と、それではなかなか難しいと思うので、問題は、地域総合防災力と言った場合、当然、消防というのも1つの大事なファクターでしょうけれども、それ以外に、例えば災害、どのような災害かにもよるでしょうけれども、地震でもいいし水害でもいいのですが、当然火が出る、あるいは家がつぶれる、あるいは、その後、水道が繋がらない、ガスが繋がらない、電気が繋がらない、疫病がはやるとか、そんなような想定をした中での、どうやって地域を強くするかといったときには、消防も大事ですし、それ以前に、備えという意味では、先ほどの介護の話もそうですし、人もそうですし、備蓄をどうするか、そういうのも含めた地域の力というのが大事なのかなというのがありますのと、大規模なというのもさることながら、自治体の間の協力とか、例えば阪神の大震災のときに、神戸に対して、大阪にいた会社の人々が社員とかみんなですべて助けにいったとか、県境を越えて助けるとか、そういうことが今後ますます大事になってきたときに、今の法制度でそれができないのだったら、そういうところも見直すべきではないか。もちろん、先ほど坪田委員がおっしゃっていたように、自治体というのが基本で、地方自治、地方分権なのだけれども、やはり広域行政のいいところというのですかね、そういうのが、うまく仕組みができないかという話。あるいは、企業も大事ですけれども、新潟のときもそうですし、阪神のときもそうですが、NPO、NPOあるいは通常のボランティアとか、実際には住んでいない方が結構来てくれたり、あるいは全国各地から物がたくさん送られてきた、ただ、それを仕分けられないとか、そういう受け入れ側の問題。助けたいというニーズはあるのだけれども、それをどうやったらいいかと、長期的にはそんな話もあるのかなと。ただ、そうすると話が拡散してしまってあれなので、とりあえず、どういう形の災害を——幾つかあると思うのですけれども、小川先生がおっしゃったようにケースでもいいですけれども、何ケースかつくる。

あるいは、それについてどの段階までやるのか。初動対応なのか、その後の緊急対応なのか、復興まで含めた、さらに、もっと前提でいうと、その前の予防段階も含めての地域の防災力なのかによって大分見方が違ってくるのではないか。消防行政あるいは消防団あるいは地域の自主消防組織等に期待されるというのはどこまでなのか。災害が起こって3日間なのか、あるいはさらにその先を含めて1週間、1カ月なのか、初動の2日3日が本当に大事なので、そこに対する強化なのかというのがこの中であってもいいのかなど。これは感想です。

あと、企業のBCPの話をされましたし、地域振興という話をすれば、当然、私どもの方も道州制とかをしている関係で——ただ、地域力を高めるといのは、企業がそこに行って、産業を発展させて雇用をやって、若い人も来てもらう。そうでないと、今の過疎問題とか少子高齢化というの、地域格差がなかなかなくなるので。その中で、企業が例えばいろいろな地方に分散すればいいじゃないかといったって、インセンティブがないと行かないわけです。逆に、防災力とか地域のあれが弱いところは、企業は逆に避けるわけですね。ここは危ないから、そんなところに置いておいたらプラントがとまっちゃうとか、調達もままならないとか。そうではなくて、逆に、地域の災害にも強いとか、ネットワークができてるとか、いざ何かあったときに地域とうまく協力できるとかというようなのがあれば企業もそこに出ていくとか、そういう相乗作用というのがあるのかなど。初めに企業があって、そこと協力ではなくて、企業をどうやって引きつけるような地域にした方がいいとか、そういう視点があって、その中で企業の役割を考えた方がいいのではないかなど、そういう視点でうまくできないかなど。

例えば企業のBCPといったときに、電力会社とか通信会社とか、公共インフラをやっている企業は本業として当然やるのですが、例えばメーカーでも、何かがあったときにこの橋が落ちるのか、いつ電力が復旧するのかと、そこまで想定したBCPなんてとてもできない。そういうときに、どこまでを期待するのかとか、それは行政が情報を持っているのかとか、消防はどういう情報を提供してくれるのかとか、その中でBCPを考えなさいというようなことでないとなかなかできないのかなということはある企業の方から言われたもので、御参考までに申し上げます。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

高梨委員、何かございますか。

○高梨委員 先ほどからいろいろな課題を出されていますが、そして資料2からを見てい

きますと、私は防災行政とか防災体制とかを見てきていますが、1点目の国のレベルの話からいくと、本当に国の防災担当職員の方が少ないです。こんなに少ない人数でよく頑張っておられるなというのがわかります。全国で消防関係の行事などのときには必ず出ておられるし、広域災害になったとき、特に地震が発生したときの緊消防隊の運用や、被災現場に駆けつけられて、現場が全然動かなくなっていたときに仕切られたのが消防庁の方だったといったようなお話を伺ったりしています。このような専門的な業務は、アメリカやイタリアなど他国も同じかと思いますが、かなり専門家に近い方がおられないと非常に難しい段階にまで来ているのかなと思います。防災における国の役割が一段と高まってきている中で、非常に職員の人数が少な過ぎる。昨今は、救援者の心のケアまで言われてきていますが、大丈夫なのでしょうかと心配してしまうようなところが1点ございます。

2点目が、常備消防ですけれども、特に地方に行ってみると、広域化ということでかなり市町村合併が進んでいる一方で、消防署・本部合併などで消防も合併していつているわけです。そうすると、災害面から見ると分権化の方が本当はいいと思うのですが、両面の問題が出てきていて、いいところもあるのだけれども、地名がわからないとか悪い面も非常に多く見られます。機械や装備がとても充実されるという利点があると聞くのですけれども、実際に災害が起きた能登半島地震などでは、例えば合併以前の署単位の情報収集体制や人材などが残っていたのでうまくいった面があると思うのですけれども、これが本部化していつてしまうと、情報の流れや指揮命令系統、署隊運用など、なかなかうまくいかない面が上がってきてしまうのではないかなど、ソフトの面が非常に心配です。

さらに、新潟県中越沖地震のケースで言われている自衛消防隊が機能しているはずのところ機能がなかったということがあり、今までは大体、地震火災で、市街地火災と危険物施設などの自衛消防隊があるようなところの火災が同時に多発した場合の運用計画としては、市街地優先というのが本来だったと思うのですが、あの教訓を受けて、ほかの消防本部では運用計画を変更しているとの例もあるようです。それはまさに総合防災力ということにつながって来るとは思います。それぞれのところの方がきちっと対応していただかないと防災力が総合的に発揮できないということになるわけです。それからいくと、まず自衛消防隊を充実していただきたいのですが、これは企業防災、BCPに絡んでくると思うのですけれども、他への影響を考えると、確実に必要であると思います。

それから、消防団のレベルになりますが、地震のときにどれだけ地域の人たちで救出できたかという割合を見ても、阪神・淡路のときの地域の人たちで救出した率が98%とい

う数字もありますけれども、能登半島地震などのときも半分以上を地域の方が救出しておられるということから考えても、消防団とか自主防のレベルでの対応が非常に重要です。重々わかっているところだと思うのですが、そこのアピールをされるといいのではないかという感じがいたします。この課題はかなり2回目以降の会議でまたいろいろ出てくると思いますので、以上です。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

まだ御発言の御希望がおありだと思いますが、定刻を過ぎましたので、第1回目の委員会としてはこれをもって閉じることにいたしたいと思います。

6. その他

○秋本小委員長 次回以降のことなどについて、事務局の方で何か話がありますか。

○大塚課長補佐 本日はお疲れさまでございました。

次回の開催につきましては、12月ごろを予定しているところでございます。日程調整につきましては改めて照会させていただきます。御協力ありがとうございました。

7. 閉 会

○秋本小委員長 どうもありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

午後5時08分 閉会